

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の給付について

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」(一時支援金)が給付されます。

申請前に、防府商工会議所等の登録確認機関で「事前確認」を受ける必要があります。

※当所での事前確認は防府市内事業者に限り行います。

給付対象

- ① 緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響(※)を受けていること
※緊急事態宣言の発令地域(東京都、大阪府、京都府、埼玉県、栃木県、神奈川県、千葉県、岐阜県、愛知県、兵庫県、福岡県)の飲食店と直接・間接の取引があること、又は、発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと
- ② 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少
※①、②いずれかの条件を満たすこと
※宣言地域外において地域コミュニティ内(例えば防府市)の顧客のみとの取引を行う小売店・生活関連サービスは対象外です

給付額

(2020年又は2019年の対象期間の合計売上) - (2021年の対象月の売上×3ヶ月)
中小法人等:上限60万円、個人事業者等:上限30万円
対象期間:1月~3月
対象月:対象期間から任意に選択した月

本補助金の給付対象や、事前確認に必要な書類については右記までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ】防府商工会議所 TEL:22-4352
【一時支援金事務局】<https://ichijishienkin.go.jp> TEL:0120-211-240

商工会議所融資制度のご案内です



資金の使いみち

- 運転資金：商品仕入・買掛金・手形決済資金、事業拡大
- 設備資金：営業車輛・機械設備購入、工場・店舗の改装資金 ※利率は令和3年4月1日現在

マル経融資制度 (小規模事業者経営改善資金)

融資限度額 **2,000万円** 利率 **1.21%**

(返済期間) 運転資金7年以内、設備資金10年以内 固定金利 (申込先) 防府商工会議所

低金利

無担保

無保証人

ここがポイント!

防府市中小企業振興資金融資制度

がんばる中小企業応援資金

制度名	一般資金	経営環境改善対策資金
内容	防府市で事業をされている方が、広くご利用できる制度です。	経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障を生じている方がご利用できる制度です。
融資対象	市内に主たる事業所を有し、引き続き6ヶ月以上事業を営んでいるもの等	市内に主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいるもの等 ※セーフティネット保証制度(中小企業信用保険法第2条第5項)の認定を受けたもの等 ※セーフティネット保証制度についてや、認定の申請については、防府市商工振興課、または商工会議所までお問い合わせ下さい。
資金用途	運転・設備	運転・設備
融資限度額	1,250万円	1,250万円
融資利率	1.8%	1.4%
融資期間	運転7年以内/設備10年以内	運転5年以内/設備7年以内
保証料	一部または全額/市が負担	全額/市が負担

上記制度の
申込先

防府商工会議所・東山口信用金庫・山口銀行・西京銀行・広島銀行・もみじ銀行・萩山口信用金庫の防府市内各店

※上記の他、県制度融資や日本政策金融公庫普通貸付の斡旋も行っております。

融資制度に関するお問い合わせは防府商工会議所まで 電話22-4352